

審 査 基 準

令和5年9月1日作成

法 令 名：原子力災害対策特別措置法施行令
根 拠 条 項：第8条第1項又は第2項
処 分 の 概 要：標章及び証明書の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 災害対策基本法施行規則第6条の4第2項
審 査 基 準： 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：警察本部交通規制課、警察署交通総務課（交通課（係））
問 合 せ 先：警察本部交通規制課、警察署交通総務課（交通課（係））
備 考：